

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法(昭和22年法律第226号)および地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定によるほか、鯖江・丹生消防組合消防職員(以下「職員」という。)の採用および昇任に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の実施)

第2条 職員の採用および昇任は、試験によりこれを行う。

第3条 試験は、管理者の承認を得て消防長がこれを行う。

第2章 採用

(採用試験の告知)

第4条 職員を採用するときは、あらかじめその試験の日時、場所、試験科目、試験の方法、受験資格、採用予定人員および受付期間その他必要な事項を一般に公告するものとする。

(採用試験告知の方法)

第5条 告知は、鯖江・丹生消防組合公告式条例(昭和44年条例第1号)第2条第2項に定める掲示場に掲示するほか、必要に応じ新聞広告その他適当と認める方法によるものとする。

(受験の手続)

第6条 採用を受けようとする者は、職員採用試験申込書に自筆の履歴書、身上書、その他必要な書類を添え、消防長に提出するものとする。

(受験資格)

第7条 消防吏員の受験資格は別に定める。

- (1) 年齢 満18歳以上26歳未満
- (2) 身長 おおむね160センチメートル以上
- (3) 体重 おおむね50キログラム以上
- (4) 胸囲 身長のおおむね2分の1以上
- (5) 視力 左右とも矯正視力を含め0.7以上を有し、色覚が正常であること
- (6) 聴力 左右とも正常であること
- (7) 身体等 身体健全で精神機能および神経系統に異常がないもの
- (8) 学力 高等学校卒業程度またはこれと同等以上の学力があるもの
- (9) 国籍 日本国籍を有するもの
- (10) その他 消防吏員として支障のないこと

(平21消本訓令6・令2消本訓令3・一部改正)

(採用試験の方法)

第8条 採用試験は、教養試験、適性検査、体力診断、作文試験、口述試験及び人物考査とする。

第9条 消防長は、必要あるときは特定の者に試験委員を命ずることができる。

(選考による採用)

第10条 この規程にかかわらず、採用すべき階級または同等以上の階級に従前在職したことがあるものについては、試験以外の能力の実証に基づく選考の方法により採用することができるものとする。

第3章 昇任

(昇任の方法)

第11条 職員の昇任は、競争試験によるものとする。ただし、競争試験によることが適当でないと認められる場合には、消防長は管理者の承認を得て、当該職員の勤務実績に基づく選考により昇任させることができる。

2 消防職員が殉職または公務により傷害を受け退職する場合または特に顕著な功労あつて必要と認めたときは、消防長は管理者の承認を得て1または2階級無試験で昇任させることができる。

(昇任試験の告知)

第12条 昇任試験を実施するときは、あらかじめ試験の期日、場所、試験科目その他必要な事項を職員に周知するものとする。

(受験の申出)

第13条 昇任試験を受けようとする者は、あらかじめ指定された期日までに消防長に申出なければならない。

(昇任試験の方法および科目)

第14条 昇任試験は、次により行うものとする。

- (1) 消防副士長昇任試験は、別表第1に定める実施基準
- (2) 消防士長昇任試験は、別表第2に定める実施基準
- (3) 消防司令補昇任試験は、別表第3に定める実施基準
- (4) 消防司令昇任試験は、別表第4に定める実施基準

(平21消本訓令6・一部改正)

(委任)

第15条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成21年消防本部訓令第6号)

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成26年消防本部訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年消防本部訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年消防本部訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年消防本部訓令第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

(平21消本訓令6・令2消本訓令3・令5消本訓令2・令6消本訓令3・一部改正)

消防副士長昇任試験実施基準

区分		第Ⅰ類	第Ⅱ類
受験資格	実務実績	消防士として5年以上の勤務実績を有する者。ただし、大学卒業者は3年以上、短期大学卒業者は4年以上とし、前職歴を有する者については前勤務実績年数を加算する。	消防士として10年以上の勤務実績を有する者
	懲戒	2年以内に戒告以上の懲戒処分を受けたことのない者	
試験の方法	第一次	1 筆記試験 2 消防論文	1 消防論文 2 勤務成績ならびに経歴評定
	第二次	1 実科試験 2 口述試験	
備考			消防長が必要と認める場合は、上記の基準によらないことができる

別表第2

(平21消本訓令6・令2消本訓令3・令6消本訓令3・一部改正)

消防士長昇任試験実施基準

区分		第Ⅰ類	第Ⅱ類
受験資格	実務実績	消防副士長として4年以上の勤務実績を有し、年齢が29歳以上の者	消防副士長として6年以上の勤務実績を有し、年齢が40歳以上の者
	懲戒	2年以内に戒告以上の懲戒処分を受けたことのない者	
試験の方法	第一次	1 筆記試験 2 消防論文	1 消防論文 2 勤務成績ならびに経歴評定
	第二次	1 実科試験 2 口述試験	
備考			消防長が必要と認める場合は、上記の基準によらないことができる

別表第3

(平21消本訓令6・令2消本訓令3・令6消本訓令3・一部改正)

消防司令補昇任試験実施基準

区分		第Ⅰ類	第Ⅱ類
受験資格	実務実績	消防士長として5年以上の勤務実績を有し、年齢が34歳以上の者	消防士長として10年以上の勤務実績を有し、年齢が50歳以上の者
	懲戒	2年以内に戒告以上の懲戒処分を受けたことのない者	
試験の方法	第一次	1 筆記試験 2 消防論文	1 消防論文 2 勤務成績ならびに経歴評定

方法	第二次	1 実科試験 2 口述試験	口述試験
備考			消防長が必要と認める場合は、上記の基準によらないことができる

別表第4
(平21消本訓令6・追加、平26消本訓令4・令5消本訓令2・令6消本訓令3・一部改正)
消防司令昇任試験実施基準

区分		第Ⅰ類
受験資格	実務実績	消防司令補として5年以上の勤務実績を有し、年齢が40歳以上の者
	懲戒	2年以内に戒告以上の懲戒処分を受けたことのない者
試験の方法	第一次	1 筆記試験 2 消防論文
	第二次	1 実科試験 2 口述試験

様式第1号
(平21消本訓令6・全改、令5消本訓令2・一部改正)

様式第1号

消防吏員昇任試験受験申込書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部

消防長 殿

階 級

氏 名

私は、 年度消防吏員昇任試験について、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 試験区分 昇任試験(Ⅰ類・Ⅱ類)
- 2 生年月日 年 月 日生(満 歳)
- 3 消防歴

年 月 日	階 級	在 職 年 数
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		